

## 北海道子ども・若者支援地域協議会開催要領

### (開催目的)

第1条 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)で定める北海道子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関する事項
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関する事項
- (3) 市町村が設置する子ども・若者支援地域協議会への支援・協力に関する事項
- (4) 市町村が行う社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る支援に対する支援・協力に関する事項
- (5) その他社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する事項

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等(以下「構成機関」という。)をもって構成する。

### (組織)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課虐待防止対策担当課長をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集し開催する。また、必要に応じ議題に関連する構成機関のみをもって開催することができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課に置く。

### (経費負担)

第6条 協議会に係る経費については、各構成機関において負担する。

### (秘密保持事務)

第7条 協議会の構成機関及び会議に参加した者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

### (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和2年1月21日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年1月17日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年10月17日から施行する。

## 別 表

分 野	名 称	区 分
学 校 教 育	北海道教育庁学校教育局高校教育課	道
	北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課	道
	北海道立教育研究所	道
保健福祉・医療	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	道
	北海道中央児童相談所	道
	北海道立精神保健福祉センター	道
	北海道ひきこもり成年相談センター	道（委託）
矯 正	法務省札幌矯正管区（札幌少年鑑別所、函館少年鑑別支所、 釧路少年鑑別支所、旭川少年鑑別所）	国
人 権 擁 護	法務省札幌法務局人権擁護部	国
非 行 対 策	北海道警察本部生活安全部少年課	道
雇 用	北海道経済部労働政策局雇用労政課	道
	北海道経済部労働政策局産業人材課	道
	厚生労働省北海道労働局職業安定部職業安定課	国
	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	独立法人
	さっぽろ若者サポートステーション	国（委託）
	あさひかわ若者サポートステーション／サポステ・プラス	国（委託）
	くしろ若者サポートステーション	国（委託）
	はこだて若者サポートステーション／サポステ・プラス	国（委託）
	とまこまい若者サポートステーション／サポステ・プラス	国（委託）
	オホーツク若者サポートステーション	国（委託）
おびひろ若者サポートステーション／サポステ・プラス	国（委託）	
事 務 局	北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課	道